

# 定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年10月25日(木)  
午前9時30分 ~ 午前11時55分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、交通局長、情報通信局長、  
暴力団対策部長、官房審議官(生活安全局担当)、  
官房審議官(警備局担当)

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、  
書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を  
要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

### 2 報告事項

#### (1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「10月23日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告があった。

## (2) けん銃規範の改正等について(報告)

警察庁から、「警察庁内各課、各都道府県警察等の意見を踏まえ検討中の『警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範』改正案」について報告があった。

委員から、「今回の改正案は、実際の現場の警察官にとって、相当大的な意識の変革になるのかどうか。今まで現場の警察官から、『銃器の取扱いについて大変規制が強いので困っている。』というような意見があったのかどうか。」との質問があり、警察庁から、「最近では、直接警察官に向けてけん銃を撃ってきたり、強盗等でも最初からけん銃を使用するような状況であり、現場の警察官にも、『受傷事故防止や被疑者検挙のため、けん銃の使用は従来以上に必要となってくる。けん銃を的確に使用するためには実戦的な訓練が必要である。』等の認識はあったと思う。こうしたことから、教養の問題も含め、『けん銃はなかなか使用できない。』等の抑制要因を除去する環境をきちんと整備する必要がある。」旨、説明があった。

同委員から、「今回の改正案をマスコミ等がどのように受け止めるのかも重要である。いろいろな議論も出てくるものと思われる。適切な報道対応の必要があると思う。」旨の発言があり、警察庁から、「警察庁記者クラブに対しては事前にきちんとしたレクチャーを行うが、国会や論説委員の方々にも、事前に説明を行い、理解を求めていく。」旨、説明があった。

別の委員から、「今回の改正は、戦後の警察のあり方における大変重要で具体的な『思考改革』の1例だと思う。しかし、マスコミ等の中には、これに異論を唱えるような動きが出てくる場合があると思う。そうした場合には、激増する犯罪や凶悪犯罪をいかに抑止するかが改正の原点であるのだから、信念をしっかりと持って、不退転の決意で臨

んでほしい。マスコミ等に対しては、これらの原点も含めて『国民の安全のため』と付言して説明したらよい。」旨の発言があった。

これに関連し、委員長から、「委員御指摘のとおりである。今回の改正案にはいろいろな意見があると思われるが、マスコミに対してはきちんと説明する必要がある。」旨の発言があり、警察庁から、「マスコミ等に、よく説明を行い、今回の改正案の方針をきちんと維持していきたい。」旨、説明があった。

(3) 全国殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭について

警察庁から、「11月2日、全国殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭が行われ、新たに殉職警察職員11柱、警察協力殉難者12柱の御霊が合祀される予定である。」旨の報告があった。

(4) 平成13年度警察庁補正予算要求の取組みについて

警察庁から、「緊急テロ対策等の平成13年度警察庁補正予算要求内容」について報告があった。

(5) 「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則試案」に関するパブリック・コメント手続の実施について

警察庁から、「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律に基づいて制定する犯罪被害者等早期援助団体に関する国家公安委員会規則の試案を公表し、広く一般から意見を募集することとした。」旨の報告があった。

委員から、「今回の試案では、『犯罪被害等相談員』、『犯罪被害者等給付金申請補助員』、『犯罪被害者等直接的援助員』と3通りの役職が示されているが、なぜ、このように細かく区別しているのか。例えば、これらの役職を包括的に『相談員』あるいは『援助員』等と規定し、実際の業務について臨機応変にカバーすることはできないか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の点も含め、いろいろな意見を踏まえて検討していきたい。」旨、説明があった。

( 6 ) 国会の状況について

警察庁から、「 10月18日から24日までの間に行われた参議院  
連合審査会の状況等」について報告があった。

( 7 ) 最近の不祥事案について

警察庁から、

「 愛知県警察の事務吏員が、本年7月及び11月に、機動隊員が  
積み立てた親睦会費計85万円余を業務上横領した事案に関し、  
同県警察は、10月26日、同人を懲戒免職の処分とする予定で  
ある。

東京都警察通信部の事務官が、本年4月ころから8月にかけて、  
職員から預かり保管中の親睦会費等100万円余を業務上横領し  
た事案に関し、同通信部は、10月26日、同事務官を懲戒免職  
処分とするとともに、警視庁に告訴し、警察庁及び同通信部は、  
監督責任として4人を長官訓戒等の措置とする予定である。」  
旨の報告があった。

( 8 ) 第8回地域のおまわりさん全国大会の開催について

警察庁から、「 10月31日及び11月1日の両日、東京都内にお  
いて、第8回地域のおまわりさん全国大会を開催する予定である。」  
旨の報告があった。

( 9 ) 指名手配被疑者捜査強化及び捜査活動に対する市民協力確保月間の  
実施について

警察庁から、「悪質・重要な指名手配被疑者等の早期検挙を図ると  
ともに、捜査活動に対する国民の理解と協力を確保するため、11月  
に指名手配被疑者捜査強化及び捜査活動に対する市民協力確保月間を  
実施することとした。」旨の報告があった。

(10) 真鶴町における現金輸送車強奪事件について（神奈川県警察）

警察庁から、「7月10日、神奈川県足柄下郡真鶴町内において発生した現金輸送車強奪事件について、神奈川県警察は、10月24日、被疑者1人を強盗致傷罪で通常逮捕した。」旨の報告があった。

(11) 米国における同時多発テロ事件にかかる警備情勢について

警察庁から、「現在、都道府県警察において関連施設約580箇所を警戒するとともに、警戒対象が多く所在する青森・福井・長崎の各県に対して、本日、管区機動隊等約310人を派遣した。なお、警察庁では、警察の行うテロ対策の概要を警察庁ホームページに掲載しているところである。」旨の報告があった。

委員から、「原子力発電所の警備に使われる車両について伺いたい。民間の警備業者も警備を行っているのか。」との質問があり、警察庁から、「各種の車両等を活用して対応している。民間の警備業者も警備を強化している。」旨、説明があった。

別の委員から、「今回のテロ対策関連法案が成立すれば、現実的に迅速な対応がひとまずなされたという印象を持っている。しかし、戦争の定義や非常事態想定の水準が過去の事例とは変わってしまったので、これで一丁上がりということではないだろうと思う。『チェルノブイリ事故』以後のロシアの『非常事態省』、今回事件後の米国の『国土安全保障局』など、外国の事例も研究して、非常時に備える組織や方法を政治的にも行政的にも更に継続して検討を進めることが必要である。」旨の発言があり、警察庁から、「今回の米国テロ事件発生後、内閣危機管理監の下に関係省庁が集まった会議が常設され、情報の共有等も含め、いろいろな議論がなされている。」旨、説明があった。

同委員から、「今はそれでやるより方法がないのは良くわかるが、省庁間の縦割りの弊害を防ぎ、予算も合理的に使用するには、常設の専門組織で非常事態への備えを準備し、いざという時に行動する方が合理的かもしれない。政治家にも警察庁にも研究と検討を是非継続し

てもらいたいと思う。」旨の発言があった。

これに関連し、委員長から、「国会での論議等を聞いていると、自衛隊法上の治安出動への考え方がまちまちで、もう少し詰めた議論が必要ではないかと感じている。非常時においては、警察と自衛隊が統一された指揮権の下で運用されることが必要なことであろうが、こうした問題について、限定された時間の中で議論するよりも、平常時から議論しておく必要がある主題であるという印象を持っている。」旨の発言があった。

(12) 天皇皇后両陛下の「第21回全国豊かな海づくり大会」御臨席等（静岡県）に伴う警衛警備について

警察庁から、「天皇皇后両陛下は、10月27日から29日までの間、『第21回全国豊かな海づくり大会』御臨席等のため、静岡県へ行幸啓になる。静岡県警察等では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(13) 皇太子殿下の「第1回全国障害者スポーツ大会」御臨席等（宮城県）に伴う警衛警備について

警察庁から、「皇太子殿下は、10月26日から28日までの間、『第1回全国障害者スポーツ大会』御臨席等のため、宮城県へ行啓になる。宮城県警察等では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

(14) 平成13年度原子力総合防災訓練について

警察庁から、「10月27日、原子力災害対策特別措置法に基づき、北海道・泊原子力発電所を対象とした防災訓練が実施されるが、北海道警察においては避難誘導訓練等を実施する予定である。」旨の報告があった。

(15) 政府における情報セキュリティ対策に関する取組みについて

警察庁から、「警察庁では、所要の情報セキュリティ対策を推進するとともに、サイバーフォースによる協力を含め、政府全体の緊急対処体制の構築に寄与することを検討している。」旨の報告があった。

### 3 その他

(1) 委員から、10月22日に中部公安委員会連絡協議会総会に出席した結果等について、「最初に、岐阜中署を視察し、警察署協議会の状況等について説明を受けた。署長が独自の工夫をされて頑張っておられることがよくわかった。その後、岐阜県公安委員と懇談し、『警察側からの業務報告の回数の増加』や『警察の常識と国民の常識の乖離』等の話が印象的であった。総会では、『治安水準向上のために県公安委員会がなすべきこと』というテーマで協議が行われた。同テーマは『治安状況の把握と認識』、『治安水準向上のための公安委員会の対応』の2つの視点から討議された。各県共通の話題は警察官の増員の件であり、どの県の公安委員の方々も各県の代表として、何をなすべきか熱心かつ真剣に考えて対応していた。また、各委員は、多忙ながら、警察署協議会等に出席する等、県民や第一線警察官からの情報収集を行い、それらをどうやって警察側に伝えて警察を管理するかについて、いろいろ工夫していた。さらに、公安委員会として県民に語りかける広報活動を積極的に行ったり、知事、知事部局、県議会等に対し、治安問題や増員等について熱心に働きかけを行っていた。今回の出張により、国家公安委員会と都道府県公安委員会の役割がずいぶん異なることがよくわかった。そこで、公安委員会については、国と地方との連携は重要ではあるが、むしろ、まず管区内の共通の問題をかかえている県公安委員会同士の連携を優先することが有益であると強く思った。」旨の報告があった。

(2) 委員から、10月23日に中国・四国管区内公安委員会連絡協議会合同総会に出席した結果等について、「最初に、鳥取県警察本部を訪

問し、本部長等から県内情勢や公安委員会の概況等について説明を受けた。本年より本部の新庁舎が着工されるとのことであり、これをきっかけに職員の士気も高まっている印象を受けた。鳥取署において署員と意見交換し、同署の駅前交番を視察した。同交番は明るく、市民が訪問しやすい印象であった。その後、鳥取県公安委員と懇談し、国家公安委員会の運営状況等について説明した。総会では、『公安委員会に対する苦情処理の実施状況』や『情報公開条例の施行準備状況』等について協議が行われた。今回はかなり密度のある出張ができた。」旨の報告があった。

- (3) 委員から、「先日、長野県警察の元警察官の懲戒処分に対する修正判決がされたが、この判決がされたことにより、懲戒免職を踏まえて行われた検察庁の不起訴処分の前提が崩れたことになると思われる。今後、同種の刑事事件について検察庁が行う処分に影響が生じる可能性はないか。」との質問があり、警察庁から、「修正判決された停職6月という処分も免職に次ぐ重い処分である。検察庁の判断も従前と変わらないと思われる。」旨、説明があった。